

指名停止等の公表について

平成28年10月
笠間市総務部財政課

笠間市では、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、それが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、下記のとおり指名停止等について公表いたします。

記

1. 改正内容 平成29年4月1日以降に「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項の規定より指名停止を行った有資格業者等については、笠間市ホームページにより公表する。又、「笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱」第3条第3項の規定により指名除外となった有資格業者等についても同様とする。
2. 改正となる規則等
 - ①笠間市建設工事請負業者指名停止等規程の一部改正
本則に次の1条を加える
(指名停止の公表)
第10条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行った当該有資格業者について、商号又は名称、指名停止の期間、指名停止の理由その他必要な事項を公表するものとする。
 - ②笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱の一部改正
本則に次の1条を加える
(指名除外の公表)
第16条 市長は、第3条第3項の規定により指名除外を行った当該有資格業者について、商号又は名称、指名除外の期間、指名除外の理由その他必要な事項を公表するものとする。
3. 施行日 平成29年4月1日

問合先
笠間市役所 財政課 契約検査室
TEL0296-77-1101 (内線 219・220)